

特別保護地区の再指定について（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、令和6年10月31日で存続期間が満了となる鳥獣保護区特別保護地区を次のとおり再指定する予定である。

なお、関係書類は、環境局環境対策課、村上地域振興局健康福祉部衛生環境課（立島特別保護地区のみ）及び上越地域振興局健康福祉環境部環境センター（火打山特別保護地区のみ）において令和6年8月23日まで縦覧に供する。

令和6年8月9日

新潟県知事 花角 英世

1 粟島鳥獣保護区立島特別保護地区

(1) 特別保護地区の名称

粟島鳥獣保護区立島特別保護地区

(2) 区域

岩船郡粟島浦村地内の長手鼻を起点とし、ここから海岸線を北に進み通称カクシ島に至る。ここから稜線を東に進み村道28号線に至る。ここから同村道を南に進み丸山山頂から東に伸びる稜線との交点に至る。ここから同稜線を西に進み丸山山頂を経て、さらに稜線を西に進み起点を結ぶ内部一円とする（長手鼻からカクシ島までの範囲の海上にある岩礁を含む）。

(3) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

ア 指定区分

集団繁殖地

イ 指定目的

粟島鳥獣保護区は、オオミズナギドリやウミウなどの海鳥の集団繁殖地、渡り鳥の休息地（中継地）であり、ハヤブサの営巣も確認されている。立島周辺の区域については、特に海鳥の繁殖の中心となっている。したがって、保護を図る必要性の高い区域と認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図る。

ウ 管理方針

オオミズナギドリやウミウなどの海鳥の繁殖地を適切に保持し、海鳥の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(5) 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、(1)から(4)までの事項について意見書を提出することができる。

ア 意見書の受付期間

令和6年8月9日から同月23日まで

イ 意見書の提出先

環境局環境対策課又は村上地域振興局健康福祉部衛生環境課

2 妙高山鳥獣保護区火打山特別保護地区

(1) 特別保護地区の名称

妙高山鳥獣保護区火打山特別保護地区

(2) 区域

妙高山鳥獣保護区のうち、国有林・上越森林管理署内、11林班中イ2、イ3の各小班、13林班中ロ1、ロ2の各小班、14林班中に、ロ2の各小班、16林班中イ、ロ3の各小班、37林班中ロ小班、39林班中イ小班、並びに40、41、42、43、44、47、48、49の各林班の区域。

(3) 存続期間

令和6年11月1日から令和26年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

ア 指定区分

大規模生息地

イ 指定目的

妙高山鳥獣保護区は、多様な植生が混在する一帯であり、国内希少野生動植物種及び特別天然記念物に指定されているライチョウが生息している。特に火打山周辺ではこの特徴が顕著である。したがって、こ

れらが保護を図る必要性の高い区域と認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視するなどし、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、妙高戸隠連山国立公園に属しており自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

(5) 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、(1)から(4)までの事項について意見書を提出することができる。

ア 意見書の受付期間

令和6年8月9日から同月23日まで

イ 意見書の提出先

環境局環境対策課又は上越地域振興局健康福祉環境部環境センター